

学校教職員賃貸住宅建設補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内にある学校の教職員が入居するための賃貸住宅を建設する者(以下「住宅建設者」という。)に対して、建築費の一部を補助することにより、教職員住宅の確保と住環境の改善を図り、町内への居住を促進することを目的とする。

(対象住宅等)

第2条 助成の対象となる賃貸住宅は、町内の下水道処理区域内において学校教職員を入居させるために建築される住宅とし、組立式仮設住宅以外の建物(新築に限る。)で、1棟4戸以上の集合住宅であり、且つ、各室に玄関、便所、浴室、台所が設置されており、町内に事業所を置く建築事業者によって施工される住宅とする。

2 補助の対象となる住宅建設者は、町内に居住する個人事業主又は町内に事業所を置く法人とする。

3 次の各号に該当する場合は、補助の対象としない。

(1)個人事業主が建設する賃貸住宅で、当該個人が入居する、または事業用として使用する部分

(2)法人が建設する賃貸住宅で、当該法人の役員が入居する、または事業用として使用する部分

(3)賃貸住宅の用途に供さない部分を併設する場合は、その併設部分

(事業認定)

第3条 補助を受けようとする住宅建設者は、賃貸住宅の建設に着手する前にあらかじめ教育委員会と協議をし、教育長の認定を受けなければならない。

2 教育長は、前項の認定の申請があったときは、申請内容を審査し、補助をすることが適当と認めたときは、住宅建設者を認定する(以下「認定者」という。)ものとする。

(検定)

第4条 認定者は当該住宅の建設が完了したときは、教育長の検定を受けなければならない。

(補助金交付申請)

第5条 認定者は、前条の検定が終了した後、教育長に補助金交付申請書に必要書類を添えて提出するものとする。

(補助金の交付)

第6条 教育長は、認定者から補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、認定者に対して、次に定める補助金を交付することができる。

建設する賃貸住宅の延べ床面積(地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく課税床面積とする。ただし、第2条第3項各号に定める部分の面積を除く。)に対し、3.3平方

メートル当たり15万円とする。ただし、算出した金額に1万円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとする。

(認定及び補助の取り消し等)

第7条 教育長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定若しくは補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金受領後10年以内に賃貸住宅を他の用途に変更したとき。

(2) 補助金の交付内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(4) その他、教育長が必要と認めるとき。

(地位の承継)

第8条 認定者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、教育長の承認を受け、当該各号に掲げる者はその地位を承継する。

(1) 死亡した場合、その相続人

(2) 法人が合併等をした場合、合併等により設立された法人

(3) 賃貸住宅を譲渡した場合、その譲受人

2 前項の承継人は、教育長にその旨を届出なければならない。

(報告)

第9条 認定者は、教育長から入居状況等について報告を求められたときは、教育長に報告しなければならない。

(町内会加入の督励)

第10条 認定者は入居者に対し、町内会への加入について督励を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この訓令は、平成32年3月31日限りその効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する適用については、なお従前の例による。